

令和3年第4回大仙市議会定例会会議録第3号

令和3年12月8日（水曜日）

議事日程第3号

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第114号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第115号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び米ヶ森公園の
指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第116号 令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第117号 令和3年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算(第1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第118号 令和3年度大仙市一般会計補正予算(第7号)
(説明・質疑・委員会付託)
- 第 7 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健
康を守るため国に意見書提出を求める陳情
(委員会付託)
- 第 8 陳情第 2号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情
(委員会付託)
- 第 9 陳情第 3号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健
康をまもることを国に求める意見書提出の陳情
(委員会付託)
- 第10 陳情第 4号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度
への転換を求める国への意見書提出の陳情
(委員会付託)
-

出席議員（22人）

1番	佐藤芳雄	2番	戸嶋貴美子	3番	佐藤文子
4番	佐藤隆盛	5番	挽野利恵	6番	秩父博樹
7番	青柳友哉	8番	安達成年	9番	高橋徳久
10番	古谷武美	11番	橋本琢史	12番	小笠原昌作
13番	小松栄治	14番	本間輝男	15番	佐藤育男
16番	山谷喜元	17番	石塚 柏	19番	橋村 誠
20番	渡邊秀俊	21番	金谷道男	23番	鎌田 正
24番	後藤 健				

欠席議員（2人）

18番 高橋敏英 22番 大山利吉

遅刻議員（1人）

3番 佐藤文子

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	今野功成
総務部長	舛谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	和田義基	健康福祉部長	佐々木隆幸
農林部長	渡辺重美	経済産業部長	富樫真司
建設部長	今 和 則	観光文化スポーツ部長	伊藤優俊
病院事務長	今 久	教育委員会事務局長	築地 高
総務部次長兼総務課長	伊藤公晃		

議会事務局職員出席者

局 長	谷口藤美	参 事	齋藤孝文
参 事	富樫康隆	主 幹	佐藤和人
主 任	藤澤正信		

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は18番高橋敏英君、22番大山利吉君、遅刻の連絡があったのは3番佐藤文子さんであります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

7番青柳友哉君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、7番。

【7番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） おはようございます。大地の会の青柳友哉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、DX、デジタルトランスフォーメーションを担う職員として副業人材を公募することについてお伺いします。

目下、政府は、デジタル社会の実現に向けて改革を進めております。本年9月1日には、デジタル庁が発足しました。このデジタル庁では、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を」というミッションを掲げております。そして、このミッションには、「一人一人の多様な幸せを実現するデジタル社会を目指し、世界に誇れる日本の未来を想像します」と、こう書き添えられています。

人々の生活がより良くなるように、一人一人の多様な幸せが実現するように社会をデジタル化していく。そして、その時には誰一人取り残さない、都会だけではなく地方でも、また、若者とか現役世代だけではなく、高齢者にとってもそうであるようにしていく、そう政府は言っているわけです。

そういった大きな流れの中で、住民とじかに接する自治体も当然にDX、デジタルトランスフォーメーションが求められております。このDXとはどういうことかといいま

すと、デジタルの技術を浸透させることによってですね、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させていくということでもあります。

当市も例外ではありません。「行政サービスについて、デジタル技術を活用して住民の利便性を向上させること」「デジタル技術やA Iを活用して、役所内の業務を効率化し、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと」、そういったことが急ぎ求められております。

ここで課題となりますのが、このD Xを進めるために不可欠なデジタル技術の専門知識を持つ人材、いわゆるデジタル人材の確保です。

そこで一つ目の質問です。デジタル人材の育成には数年かかりますので、目下、即戦力となる人材を外部から採用する必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

そして二つ目の質問です。デジタル人材の公募を行う際に、常勤・常駐といった形ではですね、勤務形態では、応募が少ない可能性が十分に考えられます。副業や兼業といった人材を想定し、例えば週1日勤務、リモートワークも必要に応じて可、そして兼業可といった条件でですね、非常勤の職員の公募も行った方が採用につながりやすいと考えられますので、是非前向きに検討いただきたいと思うのですが、この点もいかがでしょうか。

以上2点お聞かせください。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 青柳友哉議員の一つ目の発言通告でありますデジタルトランスフォーメーションにおける副業人材の公募に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 青柳友哉議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の、デジタル人材についてでありますけれども、市では令和3年4月に「大仙市D X推進ビジョン」、これを策定しまして、人口減少等による地域の課題解決や地域価値・生活の質を維持・向上していくため、デジタルトランスフォーメーション、これを推進していくこととしております。

また、D Xを活用しまして、市民が必要なサービスをどこでも受けることができる便利な生活環境を提供することも、これからの時代には必要なものと考えております。

しかしながら、D Xの必要性は理解しつつも、全国的にこのD Xを推進する人材、こ

れは不足しております。今年度の職員採用試験におきましても「ICT・デジタル」区分を新設し募集をしたところでありますけれども、残念ながら応募者はゼロという結果でありました。

こうした状況を受けまして、デジタル関連の人材につきましては、内部の職員では補いきれない専門知識やスキルを持った方の力が必要であるとの認識から、国の「地方創生人材支援制度」、これを活用しまして、地方創生に取り組む市町村に対する業務や行政手続きのデジタル化に関する企画・立案、また、デジタル化の取り組みに対する助言・指導ができる専門的な人材についての派遣要請、派遣申請を先般行ったところであります。

今後、民間企業とのマッチングが行われる予定でありまして、令和4年4月からの任用を目指しているところであります。

一方、議員ご指摘の副業人材についてでありますけれども、この働き方改革によりまして、民間企業では社員の副業を容認する動きが広がっていると聞いております。また、このコロナ禍を受けたテレワークの普及によりまして、物理的な距離を気にすることなく働くことができるようになってきております。

当市におきましても、テレワーク環境の整備を進めており、デジタル人材を非常勤の職員として副業ベースで任用することも可能になるのではないかと考えているところであります。

地域の事情に詳しい市の職員だけではなく、民間企業等に勤務する専門分野の人材が持つ最新の知見を組み合わせることによりまして、地域の課題を解決に導くことができるものと考えられます。

こうしたことから、柔軟な働き方を認める副業や兼業という形で職員を募集するという取り組みについては、大変効果的であると考えております。

多様な働き方へのニーズの高まりを受けまして、遠くに居ながらノウハウを提供できることや、新しい生活様式として「密を避ける」という意識の高まり、また、テレワークの普及による通勤時間などの問題からの開放で、地方への移住へと関心が高まる可能性もありますので、今後、副業人材の活用につきましては、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政運営の効率化や市民の暮らしやすさの実現のためには、デジタル人材の確保が必要であると考えますので、職員のスキル向上はもちろんのこと、

幅広い知識と経験を有する外部人材の活用を目指し、目まぐるしく変化するデジタル社会に対応してまいります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○7番（青柳友哉） まずは外部人材の募集を今年度に引き続き来年度も積極的にされていく。また、副業人材、兼業人材についても、前向きに検討いただけるということで、非常にほっとしておりますというか、非常に安心しております。

全国に目を向けますと、福山市とか岡山市、静岡県、愛媛県などは、既にもう副業・兼業人材の登用を想定して、先ほど言った週1回勤務、リモートワーク下で兼業化といったデジタル人材の公募をもうやっております、結果としてですね、これらの自治体は倍率100倍を超える応募者の中から採用者を選ぶことができいております。なので是非ですね、前向きにご検討いただければと思います。

ほかの自治体にですね、遅れることなく、また、取り残されることなく、むしろ先んじてこの大仙市がDXを進められますように、是非デジタル人材の確保を急いでいただけますよう、最後お願いいたします。

答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） 次にですね、保育施設内での子どもたちのマスク着用についてお伺いいたします。

厚生労働省は、保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応としてQ&Aを作成しております。また、保育所等がこのQ&Aに従って感染症対策、健康管理等の実施を徹底いただけるように、各自治体の子ども支援課などに対して管下の保育所等に、このQ&Aを周知するように求めています。

この国の指針ともいえるQ&Aの中に「保育所等で子どもにマスクを着用させるべきか」という項目がございます。この項目への記載されている回答を要約いたしますと、子どもについては「一律にマスクを着用することは求めていない。特に、2歳未満では着用は推奨されない。2歳以上の場合で、保護者の希望などからマスクを着用している場合は、息苦しさを感じていないか十分に保育者が注意すること」となっています。ま

た、文末には括弧書きで、「WHOは5歳以下の子どもへのマスク着用は必ずしも必要ないとしています。」とも記載してあります。

一方で、市内の保育所に子どもを通わせている保護者さんからですね、声をいただいたんですが、その声がですね、「通園している保育施設からマスク着用のお願いが出され、それに従わざるを得なかった」という声が届いています。私も3歳の子どもがいます、子ども園に通わせているんですが、私の子どもが通っている園では、そういったお願いをいただいた記憶がなかったので、園ごとに対応が違うのかなと思います。

これらを踏まえてお伺いします。大仙市の認定子ども園・保育所等において、子どもに一律にマスクを着用することを求めている施設はございませんでしょうか。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 青柳友哉議員の二つ目の発言通告であります認定こども園等におけるマスクの着用に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、認定こども園・保育所等における子どもへのマスク着用についてお答え申し上げます。

国における園児のマスク着用につきましては、子ども一人一人の発達状況に応じた対応が必要であり、特に2歳未満の子どもは、息苦しさや体調不良を自ら訴えることが困難であること、また、窒息や熱中症のリスクが高まることなどから、マスク着用を推奨していないのが実情であります。

こうした国のガイドラインを踏まえまして、本市では「大仙市感染症対策マニュアル」を作成し、各運営法人等に周知しながら感染予防対策の徹底をお願いしているところであります。

市内各保育施設における対応といたしましては、全ての施設において園児へのマスク着用を強制しておりませんが、例えば、外部講師等との接触時や園児バスでの外出時などは着用させるなど、その活動に合わせた対応としております。そうした場合には、保育士が注意深く園児の様子を見守っていると伺っております。

また、保護者がマスクの着用を希望する場合には、その意向に合わせることであります。

市といたしましては、今後も各運営法人等との連携を深め、園児一人一人の健康と安

全面の確保に配慮した感染症予防対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○7番（青柳友哉） ご答弁ありがとうございます。この質問の内容に関しまして、先だってですね、各園から集めたヒアリング結果というかアンケート結果を一覧でいただいております。ありがとうございます。そちらを拝見しましたらですね、文書の書き方かもしれないんですが、基本的に着用をして、活動に応じて外していますという書き方の園もあるように見受けられました。表現の問題だけだったら構わないというか、いいんですけれども、やっぱり一律の着用を求めてないですよという国のガイドラインとは、多少ちょっと温度差があるような表現になっているなというふうに正直思いました。やっぱりちょっとデリケートな問題ですので、保護者の間でも意見が分かれたりとかですね、園ごとの事情も異なるでしょうから、最後はやはり各園の状況に応じた判断がなされるべきと思うんですが、少なくともこのガイドラインがあって、その内容、そして市でもマニュアルを作っていて、その内容を各園の判断する際に、内容を把握した上で判断いただけるように周知を引き続きお願いできればと思っております。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 青柳友哉議員の再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおりでありまして、国の方針では、コロナウイルスの感染予防対策において、園児の健康と安全を最優先とした対応が最も重要であるというふうになっておりますので、市もそのように認識しております。

昨今、感染者数は急激に減少しているものの、新たな変異株・オミクロン株が発見されるなど、いまだ予断を許さない状況が続いております。市といたしましては、引き続き国が示すガイドライン及び国の方針である一律にマスクを着用することを求めないなどを基本とした大仙市版の感染対策マニュアルを、改めて各園等に周知していくとともに、園児等への対応が過度にならないように、各運営法人等へ指導していくほか、相互における情報共有を図りながら、子どもたちの状況に応じた適切なマスク着用により、コロナ感染のまん延防止対策に努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて7番青柳友哉君の質問を終わります。

【7番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、21番金谷道男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、21番。

【21番 金谷道男議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○21番（金谷道男） おはようございます。大地の会の金谷です。質問通告に従いまして質問させていただきます。

大仙市教育委員会では、合併間もない平成18年に大仙市の将来都市像実現のための学校教育の在り方についての検討を始められました。未来を担う子どもたちを学校教育を通じてどう育てるのか、未来の大仙市を見据えた新たな学校づくりはどうあればよいのかという二つの課題を設定し、関係者による検討会議や地域教育懇談会の開催を重ね、その成果として、平成19年に「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定し、今日までその実現に取り組んでおられます。

その中の「学校規模適正化計画」については、学校規模適正化計画に従い、平成20年に協和地域の6小学校が協和小学校に、平成24年には西仙北地域の4小学校が西仙北小学校に、2中学校が西仙北中学校に、神岡地域では2小学校が神岡小学校に、南外地域では2小学校が南外小学校に、それぞれ統合し生まれ変わりました。また、中仙地域は、令和3年度に豊岡・豊川小学校が豊成小学校に生まれ変わり、豊成中学校と中仙中学校が統合し、新生中仙中学校が生まれました。統合で生まれ変わるに当たっては、子どもたちにとっての有益性はもちろん、保護者にとって、地域にとって、また、行政にとって有益になるようにしなければならないこと、また、それぞれの地域の理解も得ながら進めなければならず、計画策定と準備作業には多くの越えなければならない課題が山積し大変なことだろうと推察いたします。多くの関係者のご尽力により実現したことに、改めて敬意を申し上げます。

一方で、私の地域でもある太田もそうですが、計画にあったが実現できなかった地域もあります。前に述べたように、学校統合にはそれぞれの地域事情がありますし、変化

し続ける社会情勢の中で将来を見通した整備すべき教育環境の青写真をどう描くかなどがありますので、なかなか計画どおりに進めるのは容易でないことだと思います。

しかしながら、昨日の秩父議員の一般質問にありましたとおり、少子化は今回のコロナ禍も加わり、思った以上にスピードで進みそうであります。もちろん、今だからこそ少子化対策は、これまでの既成概念を捨てて、思い切った内容で強力に進めなければならないと私も感じます。そして、そのような背景も考えながら、平成19年度に平成32年度を目標年次に策定した新しい時代の学校教育だいせんビジョンによる学校規模適正化の一つの区切りでもある今、学校の今後の在り方について教育委員会としてどのように考えているのかを2点をメインにお伺いいたします。

1点目は、平成19年度に策定したビジョンの下で進めた学校規模適正化計画の評価を、教育委員会では子どもたちにとって、保護者や地域にとって、また、行政にとって、それぞれの視点から見て、どういうふうに捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。そして、もし併せて、課題があると思われる点がありましたら、それもお知らせいただきたいと思います。

2点目は、計画の中であって、まだ実現していない地域の学校の統合について、今後どのように進めようとしているのか、私は早急に次期適正化計画を立てて進むべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、これまでの学校規模適正化に関する評価についてであります。教育委員会では、平成19年3月に学校づくりの指針となる「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定し、学校規模の適正化を図ってきたところであります。

これまで西部地域や中仙地域の一部の学校統合を行ってまいりましたが、これに当たっては、まず、地域単位での学校統合への機運の高まりを前提に、地域住民・保護者の理解を最優先に進めてまいりました。これにより、合併当初31校あった小学校が20校に、12校あった中学校が10校にまで減少しております。

学校統合に当たっては、平成32年度までのビジョンで示されている全ての学校規模の適正化はなされていませんが、学校数の推移からしても、一定の成果を得ているものと考えております。特に、教育効果の面においては、授業や学校行事等の学習活動を通

した多様な学びの実現とともに、児童・生徒が様々な関わり合いの中で、お互いに切磋琢磨せつさしようとする意欲の向上やたくましさの醸成につながっています。

課題につきましては、地域の皆様の理解を得ることや通学の安全確保が挙げられます。何よりも想定以上の児童・生徒数の減少によって、統合校であっても適正規模の維持が困難な状況にあることは、大きな課題と捉えております。

次に、今後の学校統合の進め方についてですが、規模適正化の目標年度が過ぎたとはいえ、基本的には「だいせんビジョン」の内容をベースに進めるとともに、学校は地域のコミュニティの中心的役割も担っていることから、これまで同様、地域住民の要望や意向を尊重しながら進めていきたいと考えております。

太田地域の小学校につきましては、昨年度に引き続き、小学校と認定こども園の保護者を対象にアンケート調査を予定しており、その結果を踏まえて具体的な方向性の検討に入りたいと考えております。

一方、今後の児童・生徒数の予測や本市の地理的な条件を踏まえると、学校規模の適正化を主眼とした学校統合にも限界があるように思います。国ではICT機器を活用した遠隔教育の実証研究を実施するなど、これまでにない新しい学校の在り方を探る動きもあります。学校規模によらない教育効果の向上や通学の安全面はもとより、社会情勢の変化を踏まえた幅広い視野からの検討が求められています。

今後の学校規模の適正化につきましては、これまでの手法を踏まえつつ、一定の学校規模を維持できるよう進めてまいります。併せて、ICT機器を活用した学校の在り方なども研究し、新たな学校づくりの指針策定も視野に進めてまいります。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、金谷議員。

○21番（金谷道男） ただ今の教育長のご答弁ありがとうございました。正直申し上げまして、東部地区は、私どもの方も含めて計画どおり進んでいないというのが実情かと思えます。実は私、この質問をしたのは、太田地域でも当初、平成19年これ策定ですので、20年に説明会を開いた経緯があります。その時には、なかなか小規模でもいいのではないかという地域の感情もあったように私は思っています。そんな意味で、同時に始めた西部地区についてはある程度進んだわけですがけれども、私どもの方はなかなか

進まなかったということですが、その後、私先程も述べましたように、西部の動き、それから中仙の動き、あるいはやっぱり社会情勢の動きということを考えていきますと、やはり地域の雰囲気も変わってきたように思います。そういう意味で、支所で21年に一度、それから今年度、支所が中心になりまして地域を語る市民の集いをやりました。私ども議員も参加したわけですが。その中でも非常に小学校統合のことが話題になりまして、今、教育長、もう1回アンケートというような話もありましたが、実はアンケートも1回やっけていまして、そのアンケートを見ると、やはり合併せざるを得ないのでないのかなというのが、もう7、8割方の考え方なようでありまして、のように私は受け取りました。もっとも、学校統合というのはかなりデリケートな問題でありますので、100パーセントというのは、なかなかこれはいかないもんだろうと思います。そうした中ですけれども、このアンケートを見ますと、どちらかで、これ中途半端な状態でやっぱりまずいというようなふうに私は感じております。やっぱりここまでくると、ある意味では、教育委員会の考え方として、先程、教育長の答弁の中にもありました「だいせんビジョン」をやっぱりベースにとということですので、やっぱりその考え方を出していただいてもいいのかなと、そういう時期なのかなという思いもありまして、今日質問させていただきました。何よりも地域の当事者の声を聞きますと、やっぱり「何となるんだべ」という、まさに何となるんだべという雰囲気なので、やっぱりこの際はもうちょっと前に進めていっていただきたいなと、そういうふうに思います。

そして、その際にですけれども、教育長、今、教育の方法論の中でも述べられておりましたけれども、それに含めて施設等についても、中学校が大分老朽化しているということもありますので、やっぱりこの際、中学校との小中一貫校、これ教育的な面から見た時どうかということもあるかと思いますが、そういった面も少し考慮していただけないのかなと思います。

それから、どうしてもこれまで旧町村単位といいますか、そういう通学距離ということよりも、行政区域みたいところで学校統合をずっと考えてきた、もちろんこれ、旧時代からの流れもありますし、その後の地域との結び付きということもあるので難しい点もあるかもしれませんが、もしかすれば、その学校の通学区域を行政区を越えた範囲での設定というものも、私は東部というか、私どもの方については考えてもいいのではないかなと。後ろはうちの方は山で、その隣はありませんので、要するに西側の方に少し広げた範囲である程度の子どもたちを集めないと、やっぱり子どもたちが集まって

くる地域が狭いと、やっぱりどうしても少なくなるということにもなるかと思しますので、そういったところも、これいろいろ議論あると思います。是非考えていただければ。私、旧町村時代の話をしませんが、越境で来ていた子どもたちもいた地域もありますので、そんなこともひとつ考えていただきたいなと思います。

それから、今の通学の、これはアンケートを見てみますと、通学の方法、通学バスの要望が強いというのはアンケートを見てもとれます。ただ私、大事なのは、子どもたち、特に小学生なんて道草を食うということも本当は必要なんだろうと思います。そういった通学方法の検討も非常にこの後、一緒に考えてほしいし、それから放課後児童クラブ、それから部活動の関係、やっぱりこういったものを総合的にこの際考えた施設のつくり方、あるいは学校の在り方、そんなものも考慮しながら学校の規模適正化という、いわゆる統合といいますか、そういった方向のことを広い視野で是非考えて、新しいパターンで提案していただければいいのではないかなと思っています。

今、ややもすると、コロナも含めて、それから人口がいなくなるということで、非常に何か、あまり明るい話題がない中で、やっぱり学校というのは地域の光でもあるんだと思います。そういった意味では、地元の声を大事にしながら統合のことを進めていきたいというのは私も全く同じ考えですが、とはいっても、いつまでもずるずるしているというのも、やっぱりかえってマイナスのイメージもあるのかなと思いますので、是非早い時期に、いろんな方法論を出しながら、具体的に検討していく中で、やっぱりそういう先程申し上げましたいろんな課題があるのは重々承知しておりますが、課題があるからといってやっぱり考えてばりいてもなかなか前には進めないと思いますので、是非ある意味でスピードアップをしながら、地域や保護者の方々、関係者の方々に、このことを検討して進めていただきたいと思いますなと思います。そんな点、もし教育長の方のお考え等がありまらお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 金谷道男議員の再質問にお答えいたします。

まず今後、実施予定のアンケートがございしますので、やはりその結果を受けてからは考えてはおりますが、昨年度のアンケート結果を踏まえますと、やはり統合の具体について検討しなければならない段階にきているかなというふうには考えております。

その際、小・中の連携、先程中学校の話もありましたが、小・中の連携の視点ですとか、先程申し上げましたように1人1台のタブレットが導入されていますので、そう

いった状況も踏まえ、やはり、より教育効果を高めるためにはどういった学校づくりが必要なのかということについて、やはりしっかり研究していく必要があるというふうには考えております。

また、当然のことながら使用する校舎の問題ですとか、今、通学区域のお話もありましたが、やはり通学手段の確保といった、そういったハード面といいますか、そういう課題についても、やはり実現可能な形をしっかりと模索していかなければいけないというふうに考えております。その際には、地域に与える影響が本当に大きいと思いますので、やはり地域の皆様と連携して、まちづくりの視点からの議論も不可欠というふうには考えております。

いずれにしろ、次のアンケート結果を受けて、教育委員会として具体的な内容を示せるように準備を進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、金谷議員。

○21番（金谷道男） 何とかそういうような方向で進めていただきたいと思います。私は、学校は単に子どもたちのことはもちろん第一に大事ですけれども、やはりこれから少子化対策、あるいは人口減少に対する方法も、子育て制度、あるいは子育て環境については、大仙市は自信持って、私は日本でもそんなに遅れてない、むしろ進んでいる方だというふうに思っております。その中でやっぱりこういった教育、学校をつくっていくんだということの訴え方も、ひとつ移住・定住のこれからの手段として使えるような、せっかくの機会ですので、そういった地域づくりをしていっていただきたいと思います。と思っています。

これは余談の話になっちゃうんですけども、いずれ今、産業も変わりつつありまして、この前、私、知事の懇談会でちょっとお話聞いたんですが、秋田県に今、EV関連の企業が多分来る、もしかすれば私、大仙市に来てほしかったんですが、ちょっとそれは別のように行きそうですが、そこのやっぱり通勤範囲内に大仙市が当然入ることになると思います。そうした場合に、やっぱりそういったある意味で就労機会は、必ずしも大仙市内でなくてもそういうところがあるということが段々に見えてきていますので、そういった意味で、居住地としては選んでもらう、大仙市もあると思います。そういった意味では、この学校、この子育て、これはやっぱり大きな武器になると思いますので、そ

ういう何か将来に明るいビジョンが出るような、そんな学校づくりの手本に是非太田地域といいますか、まだ適正化が実現していないところについては、是非そうやって考えていただければ大変ありがたいと思いますので、そこら辺、市長も含めて考えていただければいいと思います。また私どももできることは一生懸命やりたいと思っていますので、その点をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて21番金谷道男君の質問を終わります。

【21番 金谷道男議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、16番山谷喜元君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、16番。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 大地の会の山谷喜元でございます。よろしく願いいたします。通告に従って質問させていただきます。

はじめに、地域の元気づくりについてお伺いいたします。

もとより、大仙市は八つの市町村が合併して平成17年3月に誕生しております。それぞれの地域には大切にすべき特徴ある資源がたくさんあります。それらは、目に見える物質的なものから、それぞれの地域の祭りや行事として引き継がれている精神的なものも多くあります。それぞれの地域の宝でもあり、大切にしていかなければなりませんし、地域活性化の重要な要素でもあると思います。

各支所では、支所長を中心に公民館長、市民サービス課長をメンバーに、地域活性化推進室を設置しております。それぞれの地域の特徴を生かした地域振興の要として頑張っているかと認識しております。

合併してから今まで、そして、活性化推進室が設置されてからこれまで、地域活性化の成果と課題についてどのような認識をお持ちなのかを伺います。

令和4年度の予算編成方針では、重点施策の推進として、地域全体の元気づくりの中で地域拠点の機能向上をうたっておりますが、具体的な方策についてのお考えを伺います。

歴代首相が必ず口にするのが「地方の発展なくして日本の発展はない」であります。

まさしく大仙市の発展は、それぞれの地域の発展なくしてはあり得ないと思っております。このことは、全職員の共通認識とならなければなりません、市長の認識をお伺いいたします。

以上です。

○議長（後藤 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 山谷喜元議員の一つ目の発言通告であります地域の元気づくりに関する質問につきましては、企画部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 山谷喜元議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、合併後の地域活性化の成果と課題についてであります。本市では、合併後、旧市町村を単位とした地域自治区に、身近な地域課題について市民自らその解決に取り組み、あるいは地域の意見を行政に伝える仕組みとして地域協議会が設置され、地域枠予算を活用した地域住民との協働による課題の解消や自主的な団体活動の支援など、市民主体のまちづくり及び地域活性化に取り組んでまいりました。これにより地域の自然や伝統文化などの継承、発展にも寄与してきたものと認識しております。

また、この流れをさらに発展させるため、合併 10 年を機に各地域に新たに地域活性化推進室を設置し、これまでの取り組みに加え、地域の魅力の再認識と、市民との協働による課題解決や地域づくりを推進する「地域の魅力再発見事業」を実施しております。

ちなみに、余談でありますけれども、この各支所への地域活性化推進室の設置、それから、地域の魅力再発見事業の実施、これらにつきましては、当時の老松副市長のアイデアであると、ご本人から伺っております。

この事業におきましては、例えば、協和地域では、地域の飲食店と連携し、地元の食材を使って開発した「きょうわ縁結びグルメ」が特産品として道の駅や四季の湯などで販売され、地域の PR 効果も得られております。

また、南外地域におきましては、地元スーパーの閉店に伴い、課題となっていた買い物弱者支援を目的に、公設民営の買い物拠点施設「南外さいかい市」が設置され、地域住民が主体となった運営がなされており、現在は移動販売車も導入されるなど、地域に欠かせない存在となっております。

このように、市民自らによる新たな活動やその担い手が生まれるなど、市民協働による魅力ある地域づくりの推進や地域コミュニティの活性化が図られております。

また、一方では、活性化を進める上で拠点となるべき施設の改修など、新たな課題も生まれてきております。

このような中、令和4年度から予定している地域拠点の機能向上を図る方策につきましては、協働の担い手となる地域住民や団体の方々と議論をし、拠点となる施設等を見定め、活性化構想を策定することにより、具体的に見いだしてまいりたいと現在のところ考えております。

このように地域全体で課題についての共通認識を持ち、解決策に取り組むことで、それぞれの地域の活性化を図り、さらには議員ご指摘のとおり、市全体の活性化に結び付けてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

○16番（山谷喜元） ご答弁ありがとうございます。そうです、そういえば地域枠予算がありました。合併当時、私もいろいろなところで地域活動なんかをしておりましたが、横手の関係者の方々に非常にうらやましがられた記憶があります。是非地域枠予算については、今おっしゃったとおり、しっかりと継続して充実させていただきたいと思しますので、よろしく願います。答弁はいりません。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 次に、成長戦略についてお伺いいたします。

令和4年度の予算編成方針では、重点施策の推進として成長戦略の推進の中で、グリーン社会の実現とデジタル変革の加速を示しておりますが、私は、持続可能な地域社会の実現を目指すSDGsやデジタルトランスフォーメーションの推進は是非とも取り組むべき重要な課題だと考えております。

はじめに、SDGsですが、この言葉はあちこちで聞くようになってきましたし、だいぶなじみが出てまいりました。私は2000年当時、秋田県国際交流協会に出向しておりましたが、その時に国際理解教育を担当させていただきました。世界の片隅で起きていることが私たちの生活にも影響を与えることが少なからずありますし、そのように相互に依存し合っている世界で責任ある生き方をしていく上での知識、技能、態度を身に付けるために何をどう学ぶのか。コミュニケーションが大切とか、違いを受け入れる

とか、相手の立場に立って考えるとか、貧困の問題を考えたり、様々なアクティビティを作ってワークショップ形式で学び合う活動をしてまいりました。そういう活動を通じて様々な国際NGOの皆さんと交流する機会を得ました。

印象に残っているのが、環境NGOの皆さんです。彼らはサステナビリティ、つまり持続可能性という言葉を使っておりました。当時私は、地球温暖化を防ぐという目的で、化石燃料を燃やすことを抑制することを中心に活動している方々だと思っておりました。ところが彼らに言わせると、人間関係や社会問題も全てが環境問題だと言っておりました。なるほどと思ったところです。

SDGsは2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、17の具体的な目標が示されたのはご存知のとおりです。今、国では、「SDGs未来都市」を公募しておりますが、秋田県では仙北市だけであります。是非、大仙市も未来都市に向けて取り組んでほしいと思っております。できれば、カーボンニュートラルといったハード面ばかりでなく、ジェンターフリーなど、多様性を大切にする取り組みや教育、健康などソフト部分にも力を入れてもらいたいと思っております。幸い、11月の広報からSDGsを大きく取り上げてくれておりますので、それをきっかけに、広く市民の皆さんにさらに深く浸透する活動を期待しております。

これは、成長戦略の重要な要素の一つと考えますが、市としての具体的な取り組みについてお考えを伺います。

次に、デジタルトランスフォーメーションの推進についてです。

国でも、省庁間や同じ部署でも、システムの違いからくるコンピュータ間の問題が表面化しています。大仙市においても複数のコンピュータシステムが混在している状況だと思います。

以前、システムのプラットフォーム化を目指して取り組んだ経緯があると思いますが、様々な障壁の中で大きな成果はなかったように思います。そんな中で、今、市ではDX推進課を設置しています。意気込みを大いに感じているところです。具体的に、いつまでに、どのような方向を目指すのかを伺います。

デジタルトランスフォーメーションは、広く捉えれば社会の変革を促すきっかけになるものと思いますが、まずは足元の行政システムから整えていくことが肝要と考えます。SDGsも、DXも、国で推進している事柄であります。国の予算も付いていると思いますので、是非ともアンテナを高くして、上手に予算を獲得していただいて、地域の課

題解決にしっかりと対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の成長戦略についてお答えを申し上げます。

はじめに、SDGsに関する取り組みについてでございます。

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標でございます。環境やジェンダーのほか、貧困や健康、教育など、広範かつ包括的な17の目標で構成され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指して、現在、世界各国が取り組みを進めております。今や「世界の共通言語」として広く浸透しております。

また、企業価値や団体の取り組み姿勢を評価する指標としても普及しているところであります。ビジネスやメディアを通じて目にする機会が増えてきております。

日本国内においては、10代・20代を中心に認知度が急速に高まってきており、令和2年の民間調査では、2人に1人が認知している状況にあるとされております。

その一方で、具体的な行動に結び付いていない層が4割に上るなどの結果も示されております。さらなる認知度の向上と、当事者意識の醸成に向けた取り組みが求められているところであります。

本市におきましては、直面する人口減少をはじめとした諸課題への対応や、持続可能なまちづくりの推進に当たり、SDGsの視点を取り入れることで政策の全体最適化が図られ、地域課題解決の加速化が期待できることから、令和2年3月に策定しました「大仙市SDGs推進方針」の下、積極的に取り組みを進めているところでございます。

これまで若手職員を対象にしたセミナーの開催や、先行して取り組んでいる自治体との情報交換のほか、名刺へのロゴマーク印刷の促進、各種の計画への反映などの取り組みを進めております。

今年度におきましても、市民や企業の皆様に、より身近な課題として理解を深めていただき、「自分事」として行動に移していただけるよう、図書館への特設コーナーの設置や、広報10月号での特集を皮切りに、11月号から17の目標を毎月解説する連載を開始するなど、普及啓発に取り組んでいるところでございます。

また、先般創設されました県の「SDGsパートナー登録制度」に参加したところで

あり、これをはじめにSDGsのさらなる普及とSDGsを原動力とした持続可能な地域づくりに向けた取り組みを加速してまいりたいと考えております。

議員ご提案の「SDGs未来都市」につきましては、国がSDGsの理念に沿った取り組みを推進しようとする都市の中から、特に経済・社会・環境の三つの側面における新しい価値の創出を通じ、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市を選定し、省庁横断的なサポートを行うものであります。現在、全国の125自治体を選定されております。さらにその中から、特に優れた先導的な取り組みが「自治体SDGsモデル事業」として選定されております。現在40の自治体において、国の直接的な財政支援を受けながら具体的な事業が進められているところでございます。

本市といたしましても、SDGsの理念と軌を一にする「第2次大仙市総合計画後期実施計画」及び「第2期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みを着実に進めつつ、講演会やワークショップ、広報などを通じてSDGsの必要性について、丁寧な周知に努めるとともに、来年度の「SDGs未来都市」選定にチャレンジをしてみたいというふうに考えております。

地域課題の解決に力点を置く、地に足が着いた取り組みを進めるとともに、本市に眠る多くの可能性を探りながら、そのポテンシャルを最大限に引き出し、新たな価値を生み出していく取り組みを推進し、持続可能な都市の実現につなげてまいります。

申し上げるまでもなく、国際社会全体の共通目標でありますSDGsは、地球規模で取り組む課題でございます。世界中の人々に思いを致しながら、「自分事」として捉え、日常のできることから取り組みを進めることが重要であります。私たちの根底に流れる他人を“おもんばかりの心”を大切にしながら、持続的な成長が可能で「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会が実現できるよう、市民の皆様や企業の皆様とともに取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、今後のデジタルトランスフォーメーションの方向性につきましては、本年3月に策定いたしました「大仙市DX推進ビジョン」におきまして、『地域価値の創造』『行政サービスの向上』『行政運営の効率化』の三つの方針を掲げております。

具体的な取り組みとしましては、市政報告でも申し上げましたが、全ての部署を対象にした全庁の業務量調査の結果に基づく業務プロセスの見直しとデジタル技術の導入により行政運営の効率化に着手をしております。併せて、地域価値の創造を目的として、市が保有する公開できるデータを順次「オープンデータ」化し、今月からの公開を

進めてまいります。

人口減少や高齢化、地域産業の向上、市民ニーズの多様化・高度化といった課題に対し、「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「大仙市行政サービス改革大綱」との整合性を図りながら、このデジタル改革を推進することによりまして「新たな価値を生み出すまちへの進化」に向け、取り組みを進めてまいります。

なお、議員ご指摘の行政システムへの対応状況につきましては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月1日に施行され、国が作成する標準仕様に基づいたシステムに、令和7年度を目標時期として移行することとされております。

ここで対象となりますのは、住民記録・税・福祉など、自治体の主要な業務における情報システムであります。全国の自治体が足並みをそろえて移行することで、システムの保守・管理に大きな効果が得られることから、本市といたしましても、国が示す方針に沿って全庁的な体制整備や綿密な移行計画について策定等を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

○16番（山谷喜元） SDGsについては、是非とも前向きに、前向きなご答弁ありがとうございました。是非進めていただきたいと思います。

あと、DXについても、令和7年までに国の方で統一的なシステムに移行するというような計画があるようですので期待しております。ただ、大きなシステムになると、一旦何かあれば全部が止まってしまうというようなことも考えられますので、その辺のことも十分考慮していただいて進めていただきたいと思います。答弁はいりませんので、ありがとうございます。これで終わります。

○議長（後藤 健） これにて16番山谷喜元君の質問を終わります。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分をお願いいたします。

午前11時03分 休 憩

.....
午前 11 時 14 分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、3 番佐藤文子さん。

（「はい、3 番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3 番。

【3 番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○3 番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問に入らせていただきます。

まずはじめに、加齢性難聴者への補聴器購入助成についてお尋ねいたします。

質問に入ります前に、今年の6月定例会で補聴器購入助成を求める質問の際、先進事例紹介に誤りがありましたので、訂正し、おわびを申し上げます。

先進事例として東京都が購入助成を実施することになったと述べましたが、これは日本共産党東京都議団が都議会に条例提案したもので、議会では結果的に否決されたために実施には至らなかったものであります。訂正いたします。

さて、第2回定例会において質問し、答弁では、今年度の実態調査は対象を拡大し、6月下旬から実施し、調査項目に具体的に補聴器の使用について回答を求めるものとしたこと、また、地域包括ケア推進会議や認知症施策部会で再調査の結果や補聴器の効果について意見を伺うと述べております。

再調査の結果が、一定まとまっているものと思われますので、お知らせいただくとともに、推進会議や認知症部会でどのような議論や見解が出されているものなのか教えていただきたいと思えます。

さて、2017年、最も権威ある世界五大医学誌の一つ「ランセット」が発表いたしました12の認知症リスク因子に、難聴を筆頭に挙げております。難聴によって他人との会話がおっくうになると、認知機能や生きる意欲まで低下すると考えられております。難聴になったら人とのコミュニケーションを円滑にできなくなるため、そのために解決策として補聴器を使う必要がありますが、眼鏡は早く使いますけれども、補聴器はかなり耳が遠くなってから使うというのが実態であります。

補聴器は認知症を予防するためにも、早め早めに装着した方が良いという考え方が広

がってきております。補聴器は社会的に必需品であるにもかかわらず、年金などで暮らす低収入の高齢者には手が届きません。公的補助はありますが、両耳とも70デシベル以上しか聴き取れない場合とか、語音明瞭度が50パーセント以下の場合と限定的であります。

加齢性難聴者は約1,000万人いるといわれておりますが、補聴器を使っているのは14.4パーセントと、欧米諸国の使用率30パーセント台から47パーセント台と比べても非常に低く、補聴器購入に対する公的補助が調っていないことが補聴器使用が広がらない要因ともいわれております。

認知症対策の柱の一つとして、加齢性難聴対策に取り組むこと、そして、そのための補聴器購入助成を実施するよう求めるものですが、これへの見解を求めます。

一つ目の質問は以上です。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、加齢性難聴者への補聴器購入助成についてであります。まずはじめに、今年7月に再度実施した実態調査の結果につきましては、対象者を介護予防の観点から、要支援・要介護認定を受けている方及び介護予防・日常生活支援総合事業を受けている方を除いた市内在住の65歳から85歳までの約2万人の中から無作為抽出した750人にアンケートを実施したところ、527人から回答をいただきました。

回答の内容といたしましては、約4割の208人の方が最近耳が聞こえにくくなったと感じており、そのうち約7割の144人の方は「出掛けることをおっくうに感じてはいない」、そして134人の方は「日常生活に支障がない」、また、136人の方は「会話することに抵抗感がない」と回答しており、前回調査時同様、聞こえにくさはあるものの日常生活に支障なく生活できていると推測されるところであります。

また、耳が聞こえにくくなった場合には、6割以上の方が医療機関の受診を考えていると回答されております。実際に補聴器を持っている方は、全体に対して5パーセントに満たない24人であり、さらにそのうち10人は、補聴器を持っているが「雑音がする・取り付けが面倒・聞き取りにくいといった理由で使用していない」ということも分かりました。

医療・介護事業者等で構成する「地域包括ケア推進会議」並びに「認知症施策部

会」における議論や見解につきましては、会議におきまして、市の考察として、調査の結果に加え、国の研究機関において補聴器を使用することで認知機能がどのように変化するか観察研究が継続中であり、結果がまだ示されていない状況から、現時点での事業実施は難しいものと示させていただきました。

このことに対し、認知症専門医からは「調査結果は日頃の診察現場において感じていた。補聴器を持っているが使用しない、または紛失する、家族は心配しているが本人は使用しない理由が明確にあり、説得力がある。難聴が認知症の発症リスクと関係があるのは間違いないが、実態調査結果と診察現場での状況から、補聴器購入助成について現時点では市の方向性は妥当と思われる。」とのご意見をいただきました。

また、医療関係の委員からは「国の研究機関の結果が示されて発症リスクが4割抑えられるとなれば良いのだが、改善率が1、2パーセント程度であれば事業化は難しいのではないかと。また、難聴の種類によっては治る可能性があるため、医療機関での治療を勧める。」といったご意見もあったところであります。

次に、認知症対策としての補聴器購入助成につきましては、これまでの答弁と同じになりますが、国の研究機関において研究観察中でありますので、その結果と国の動向を見極めた上で、「地域包括ケア推進会議」並びに「認知症施策部会」に諮り、その認知症対策としての必要性について判断してまいりたいと考えております。

高齢者の難聴の対応につきましては、耳が聞こえにくくなったと感じた時の早期受診、早期治療が極めて重要であることから、市の広報・ホームページ、各種介護予防教室等において普及啓発に努めてまいります。

また、認知症予防として、高齢者が孤立感や孤独感を感じることがないように、高齢者本人へのアプローチに加えて、住民主体の自主的な介護予防につながる通いの場などへの参加を促し、認知症及び身体機能低下の予防に努めてまいります。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 答弁ありがとうございます。国の研究機関での調査・審議は一向に進んでいない。途中、コロナが入りましたので、まずこの難聴問題には一切手が掛かっ

ていないというのが実態だというふうに思います。しかし、今の西山副市長のご答弁でありますと、聞こえにくくなったら、やっぱり早期発見・早期治療というふうな観点が大事だというふうなことで、聞こえにくくなった方々への受診励行というふうな立場のお話もされました。実は、このことが一番、難聴対策として大事なことだというふうに思います。

それで、実は難聴対策に大変積極的に取り組んでいる琉球大学名誉教授の沖縄県難聴福祉を考える会というふうな活動もやっておられ、長年にわたって、この難聴対策と、その補聴器のタイミング、こういったことを研究されている方がおっしゃっている中でも、最もその難聴の予防が第一義的なこの難聴対策でありますけれども、診断と、そしてセルフチェックも含めて受診と検査、これが一番大切だというふうにおっしゃっておられるようです。この先生のところ、耳鼻咽喉科のお医者さんでもあります野田寛先生とおっしゃる方ですけれども、この方は13の、沖縄県のところに、いわゆる難聴相談室というふうなものも設けて積極的にこの難聴対策を取っておられるというふうなことで、この補聴器については、これはもう40デシベル以上でないと聞こえないというような状況になったら、早め早めにやらなければいけないというふうなこともおっしゃっているようです。実はその70デシベルなんていうのは、よっぽど大きなこの、70デシベルというのは、大体、掃除機の音が聞こえないというような状況になると70デシベル以上と。大概はおうちの中で補聴器つけてもさっぱり聞こえないというようなおばあちゃんたちがよく耳元で、大きい声で言われても、なかなか聞き取りにくいというような、こういう実態なんかは、もう重度の段階で、90デシベル以上も高い音でないと聞こえないという状況になっている。補聴器は、この段階でつけても遅いというのが実態のようでありますので、40デシベル、静かな図書館の中での物音は聞こえないくらい状況であれば、もう補聴器を早めにつけた方がいいというふうな、この先生の指摘もあるわけです。まず、アメリカなどでは、ヨーロッパなんかでは、もう47パーセント以上もつけているというふうなことで、日本全体のこの補聴器に対する難聴対策というふうな、難聴対策と補聴器というふうなものに対する認識の違いがあまりにも大きすぎるというふうに思っているわけですがけれども、西山副市長がおっしゃっているように、何といたっても早期発見と、早期治療というふうなところに結び付けていく。そのために、その治療のためのやっぱり早め早めの補聴器、これを是非進めていくようにするためにもですね、高ければ性能がいいというわけでもない。ご本人の耳に合った

ものというふうなことで、ちゃんと何度も何度もこの沖縄県のこの先生は、大体一つの補聴器が耳に合うようになるまでの診察回数は5、6回だそうです。まず2、3カ月以上かけてようやく耳に合うものにたどり着くというようなのが報告されておりますが、こうした本当にこの難聴対策としてのこの補聴器の使い方、こういうふうなものにも関わりながら、是非とも早期治療というふうなところに結び付けられるように、高い補聴器の補助というふうなものも今後検討していただきたいと。是非とも国の研究結果待ってれば、いつ補助なるもんだかさっぱり分かりません、これ。かつて白内障が30年程前に、いわゆる保険適用になりまして、片目10万でしたか、それぐらい掛かる白内障の手術が保険が適用になって、保険証で受けられるようになり、大飛躍をいたしましたけれども、保険が効くまでの間、大仙市も旧大曲で、そして協和が一番最初だったと思います。旧協和町での補助、白内障手術に対する補助を出したんです。いわゆるこの補聴器というふうなものへの補助、これを国として将来的には保険適用というふうにもっていくためにも、その前に各自治体で独自の助成を進めながら、補聴器の難聴対策としての補聴器の重要性を皆さん大いに認識を強めていけばいいのではないかというふうに思いますので、是非そういうふうな立場で今後とも検討をしていただければというふうに思います。どうかこれにも答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。西山副市長。

○副市長（西山光博） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

最初に、コロナで国の研究機関が全く進んでないんじゃないかというところもありましたけども、我々の方でもちょっと調べてみましたけれども、国のその国立研究開発法人国立法人医療研究センター、ここが中心になっているんだと思うんですけど、このほかに大学を含めて6機関の報告書が出ております。これは2021年1月に出ているやつなんですけども、全く進んでいないということではなくて、やはり研究は続けられているものと思います。

その中にですね、その一文の中にちょっとご紹介したいんですけども、難聴が高齢者の日常生活の動作やクオリティオブライフ、これに関連することが、まず判明したと。難聴と認知症との関連をさらに解明するためには、高齢者の日常生活や聴力を含めたコミュニケーション能力、認知能力、運動機能、社会的環境などを包括的に評価して、難聴と認知症の因果関係、補聴器導入による認知機能への影響、言語理解についてのメカニズムの考察などを包括した研究がさらに必要であるというような報告も出ております。

佐藤文子議員のおっしゃるように、じゃあいつになったら正式なというか、最終的な報告が出るのか、それを待っていたら全然できないじゃないかというご指摘もそのとおりでございますけれども、我々の把握したところによりますと、全国の自治体で、全部網羅できたかちょっと分からないですけども、約39自治体がこの補聴器助成を行っていると。全体1,700の自治体から見れば2パーセントか3パーセントというのが実態ではないかと。また、実績もですね、それほど出ていないというか、補助のですね、こういうようなこともお聞きしておりますので、やはりいろんなそのデシベルの対象をどの程度にするとか、年齢は何歳からにするとか、いろいろな多分課題があるので自治体も進んでいないのかなと。秋田県でも、どこの市町村もやっていないと。いろんな課題があるので進めていないのが実態ではないのかなというふうに我々も感じているところでございます。

補助の金額も、多くの自治体では大体2万から3万程度が多いんですけども、多分先程ありましたように、補聴器は幅があるというか、数万円から数十万円もするやつがあるというふうに聞きますので、また、安いやつだと、アンケートにもありましたように、雑音が入ったりとか、取り付けにくいとか、そういうようなこともあるのかと思いますので、ただ単に制度を作りましたということだけだと、何というか自己満足といいますか、それが本当に有効な制度なのかどうかというのも、そういうまた問題もあると思いますので、この点につきましてはですね、先程答弁させていただきました早期治療、こういうところにもっと力を入れてですね、専門家の意見も聞きながらこれからの政策に生かしていきたいと思っておりますので、どうかご理解よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 全国の補助、助成をやっている自治体の様子などもお話されましたけれども、補聴器の、いずれどれだけの聴力になった時に補聴器をつけるかとか、そういうふうな確かに問題もありますけれども、実は第一義的な要望としては、原因が内耳の、耳の奥ですね。ここの動脈硬化、血流が悪くなること、そして動脈硬化によって難聴が進むというふうに20年前から、大体いわれているようですので、もちろんその生活習慣というふうなものからいろいろ関わってもいかなければいけない問題だというふうに思います。

あともう一つは、歳を取れば誰もが耳遠くなって当たり前だというふうに思って、本当にまともに全然聞こえない、そういう状態になっても一切病院にもかからないというふうなことが、ままあるわけです。そしてまず、耳が遠くなったね、歳だねっていうふうに言われて、そのまま放置している方々が多いわけですがけれども、現実問題、補聴器、デシベルで、身体障がいの対象デシベルは70デシベルなんですよね。だから、耳の遠くなった高齢者の皆さん、やっぱり一度ちゃんと耳鼻科に行って聴力を調べて、いろいろ福祉制度を十分活用できるようにした方がいいよというような、そうしたやっぱり難聴のある高齢者への働き掛けというふうなものは、行政の在り方として是非これは、答弁はいりませんが、福祉サイドの方からもお願いしておきたいと思います。

以上でまず1番の質問は終わります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、何度も取り上げてまいりましたが、今回もまた国民健康保険税の、今度は減税についてお尋ねいたします。

コロナの影響で市民の暮らしは深刻な状況に陥っております。営業自粛や米価下落による収入減少の中、税金の中でも最も高い国民健康保険税は一層暮らしを圧迫しております。こんな時だからこそ、国保財政調整基金を活用し、減税を図るよう要望するものであります。

国民健康保険税の所得割の基礎となる課税所得が大幅に減少することや、年々増え続けていた医療費が令和2年度決算で減少に転じたこと、引き続き令和3年度もその傾向と思われること、さらに、被保険者数や所得水準や医療費水準によって決められる納付金が、令和3年度より増えるとは考えられないこと、そして国保財政基金は県単位化されて以降、繰り入れすることなく令和2年度決算で積み増しをし、3億2,690万円あるわけであります。

こうしたことから、減税は私はできるというふうに思っております。

北海道の東川町と美瑛町、東神楽町で構成する大雪地区広域連合が、2021年度、令和3年度の保険料を1世帯当たり1万6,300円、1人当たり7,400円引き下げました。所得割を0.6パーセント、均等割を2,600円、平等割を4,200円を、それぞれ引き下げたことと併せまして、18歳以下の子ども均等割を5割に軽減するということを実施しました。このことによって、全国から今、注目を浴びております。

当市でこうした減税ができないのかどうか、私なりに独自に試算してみました。なか

なか確かな数字は挙げられない状況の中でありましてけれども、現行よりも所得割で0.9パーセント、均等割で介護分も含め2,300円、平等割で1,600円それぞれ減税し、さらに軽減分を差し引いた上で税収の減は5,000万円程度だというふうに見込んだところであります。さらに、これに18歳年度末まで無料にした場合の軽減分を差し引いた必要額は、過去の質問への答弁で1,750万円というふうなことでありますので、これを加えましても、今、市国保の基金から7,000万円弱の取り崩しをして十分減税が可能であるというふうに思っているところであります。

是非とも減税及び18歳年度末までの均等割廃止を実施していただきたいと思いたいますが、これへの見解を求めます。

以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります国民健康保険税の減税に関する質問につきましては、市民部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 和田市民部長。

○市民部長（和田義基） 質問の、国保税の減税についてお答え申し上げます。

国保税の税率につきましては、本市では平成21年度に改定して以来、12年間にわたり据え置きとしており、被保険者の負担増とならないよう努めてきたところでございます。

医療費の状況につきましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えの影響により減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加していることから、今年度は医療費が増加に転じております。

また、所得水準や医療費水準等によって算定されます国民健康保険事業費納付金は、県の試算によりますと、来年度は増額となる見込みであり、本市の国保財政は厳しい状況が続いております。

財政調整基金につきましても、残高が3億円ほどありますが、議員もご承知のとおり、被保険者1人当たりに換算すると、本市は県内で最も低い方に位置しております。決して余裕のある状況ではないことから、将来的に税率の引き上げ等による被保険者の負担増とならないよう、今は税率を引き下げるよりも、中・長期的に、より安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

子どもの均等割 18 歳年度末までの軽減につきましては、国の制度としての実施が望ましいと考えております。令和 4 年度から国の制度として未就学児について均等割 2 分の 1 軽減が実現しましたが、まだ不十分であります。軽減の拡充につきましては、引き続き市長会等を通して国に働き掛けてまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3 番。

○3 番（佐藤文子） 確かに国保基金は大仙市は県内で今 3 番目に非常に少ない自治体になっていると思っております。ただ、コロナの影響による 3 割減以上の皆さんへの国保の特別軽減、税率軽減というふうな問題だとかありますけれども、現実的にはその 3 割軽減で対象になった方々、申請された方が 50 世帯というのが過去の質問への答弁で市長が確か答弁されてあったというふうに思っておりますが、農家の収入は今本当に大変なんだというふうな、財政安定は大変重要ですけれども、農家の暮らしは本当に大変なんだと。昨日、1 反歩当たり 3 千円の補償というふうなことが打ち出されましたけれども、2 町歩作っている方々は 6 万円が入るわけですが、国保税に全て消えてしまう。こういうふうなことを、時期ですので、是非この国保の基金、1 億円にもならないんですよ、私が話したこの中身は。ですから、まずこの積み増し分の部分だけでも取り崩して、減税化を頑張ってもらえないものかというふうに思うんです。ずっと安定しているもんですから、12 年間税率をいじらずにやってこれました。ここまで税率を変更しないでやってくると、上げるも下げるも相当の勇気の必要な、そういうふうな状況なんだというふうなことはよく分かりますけれども、コロナ禍にあつての国保世帯の窮状というふうなものに保険税、税制面からも支援するというふうな立場を何とか持っていただけないものかというふうに私思いますので、是非市長、答弁していただきたいと思えます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思えます。

国保の税率に関しましては、今、市民部長から申し上げましたとおり、これまでは負担増にならないような、そうした財政運営と、国保の財政運営ということを主眼に取り組んできたところであります。ご指摘にもありましたように、財政調整基金もそれほど

多くないという状況下でありますので、今、一時的に税率を下げて、また将来的にはまた引き上げないといけないと、そうしたことのないように、中・長期的な国保財政運営ということに集中していきたいというふうに考えているところであります。

いろいろな支援については、昨日申し上げたように、それぞれの分野で支援策については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 質問の最後に、学校生活支援員の人材確保と賃金改善について要望いたします。

令和2年度決算によりますと、学校生活支援事業において学校生活支援員は、日本語支援員、看護師、複式学級支援員含めまして60人であります。平成28年以降、59人、61人、60人と横ばいであります。

一方、支援を要する児童・生徒数は年々増加いたしまして、平成28年度295人だったのが令和2年度には454人に増加しております。

学校生活を送る上で様々な配慮が必要な児童・生徒に対し、きめ細やかで適切な支援を行うという特別支援教育に携わる学校生活支援員の人件費は、地域雇用基金を財源としております。そしてまた、一般会計から、今年から会計年度任用職員であるというふうなことで一般会計からも出されております。しかし、金額としてあまりにも低すぎて、この支援員という専門性と現場の実態を無視した待遇になっているというふうに私は思わざるを得ません。

学校生活支援員の多くが教員を退職した方々も多いかと思えます。活発な児童・生徒と向き合う中で苦労も大変多いのではと察しております。こうしたことが増加する要支援児童数に対して、学校生活支援員は増えないという、そういう要因になっているのではないのでしょうか。

学校生活支援事業は、発達障害者支援法に基づいて、発達障害に関する専門的知識を有した支援員によって教育的支援を行うものと理解しておりますけれども、その確保や処遇をめぐっては、教員のように県が大きく関わって当然なのではないかというふうに思えます。

発達障害者支援法では、都道府県が設置することができるとしております発達障害者

支援地域協議会というところで、地域の実情に応じた体制の整備についても行うというふうにされております。秋田県もこの協議会を設置しているとは思いますが、現状、学校生活支援員の確保や人件費は市町村教育委員会に丸投げされているという状態なのではないかというふうに思います。

そこで要望いたします。学校生活支援員は、要支援児童・生徒に対し、専門的知識を持って継続的に関わる教育者であるというふうな観点から見ますと、その確保と待遇について、県として保障をしっかりと行う、このことが必要なのではというふうなことで、県に対しての保障を求めていく必要があるのではないかと申し上げたいと思います。

また、市では、現状の低い学校生活支援員の報酬の改善を図るべきことを求めて、見解を求めてまいります。

以上でこの質問を終わります。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 質問の、学校生活支援員の人材確保と賃金改善についてお答え申し上げます。

学校生活支援員は、平成18年の学校教育法等の改正により、特別な支援を必要とする児童・生徒へ適切な教育を行うことが明確に位置付けられたことを踏まえ、本市においても小・中学校への配置を充実させてまいりました。

支援員は、校長、教頭、学級担任等の責任の下、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学習上または生活上の困難を克服するための支援をする役割を担っております。高度な専門性は求められておりませんが、個別最適な支援を行うためには、教員免許や福祉に関する資格の所有者が望ましいと考えております。よりよい支援を行うためには効果的な研修が重要であり、県教育委員会や市教育委員会では研修会を行うとともに、市で配置している特別支援教育アドバイザーが市内小・中学校を訪問し、指導・助言を行っております。

支援員の確保につきましては、様々な児童・生徒がおり、大変な場面もありますが、やりがいや充実感を感じ、支援員の多くが継続勤務を希望しており、今のところ人員確保について大きな課題はないことから、県に支援を求める状況にはないと考えております。

処遇につきましては、支援員の配置に関する要望が高いことに加え、会計年度任用職

員制度への移行により、財政的な負担が大きくなっていることから、市教育委員会といたしましては、支援員の配置も含めた特別支援教育に係る事業の充実について県教育委員会に要望しているところであり、今後も機会を捉えて働き掛けてまいります。

次に、学校生活支援員の報酬につきましては、会計年度任用職員制度に移行する際、学校生活支援員の時給及び業務内容から、他の職種との整合を図った給料の格付けをしております。

また、会計年度任用職員には期末手当及び通勤費が支給されることや、継続して勤務した場合の昇給制度もあることから、移行前と比較すると待遇が改善されており、職務に見合った待遇であると捉えております。

今後も人材確保のため、支援員の勤務状況を把握するとともに、働きやすい職場づくりに努めてまいります。

以上です。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 学校生活支援員の人数、配置について、今のところ県にまず要望していくつもりはないというふうなご答弁でありました。かなり毎年、令和2年から令和3年にかけては、一気にまず要支援児童数が、まず40人程増えるというふうな実態もあったようですけれども、これだけ増えて、年々こうした数が増える中で、一向にこの人数が、支援員の人数は横ばい状態というふうなものは、これは支援員の皆さんのいわゆる力量、経験も積んで、非常に経験豊富な方々が増えてきているというふうなことから、人数を増やさなくても十分だというふうな、そういう認識で捉えられているのかどうか、本当に足りなくないのかどうか、もう一度その点をお知らせいただきたいと思っております。

それから、会計年度職員になってボーナスなども出るようになりましたけれども、もともとが会計年度職員の給料というものは決して高くありませんよね。それで、ちょっと実際どうなのか、単純に計算してみましたところ、任用職員については、ちょっと、予算上で、あれが全部人件費になっているのかどうか分かりませんが、234万程というふうに、それが予算上の数字が、令和3年度の予算が全て人件費になっている

のかどうかちょっと分かりませんが、こういうふうな捉え方なんです、これが果たして専門知識、あるいはまた研修など必要な専門員の報酬として妥当なのかどうか、その辺の認識をもう一度教えていただきたいと思います。

2点お願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤文子議員の再質問にお答えいたします。

まず支援員の人数のところについてであります、やはり学校からのニーズは高いものがありますし、ここ3年間ですと、平成31年度、要支援、支援が必要と考えられる児童・生徒数が平成31年度で444人、それから令和2年が454人、そして今年度、令和3年が476人と、ここ3年やはり微増傾向にあるかなというふうには捉えております。したがって、当然配置する支援員については、多いに越したことはないという考え方も、それは一つございます。ただ一方では、支援員がいますと、どうしてもその支援員に頼りすぎてしまって、本来あるべき児童・生徒の自立ですね、成長に伴って自分で自分を高めていく、そういった面についてもう少し配慮すべきではないかといった考え方もございます。

また、児童・生徒の状況に合わせて支援することから、常に支援するというよりも、その子の困難な場面、必要な時間ですとか場面に区切って支援すると、こういった場合もございます。

従いまして、児童・生徒のそういった力を育てる、自分自身で将来たくましく生きるような力を育てていくという意味では、やはりその周囲との関わりの中で、やっぱり自然に、子どもたち同士の関わりの中で育っていくということも大切にしなければならないというふうに考えておりますので、そうした点も踏まえて、様々なニーズに応えられるような支援員の配置の仕方というところで現在のところは対応しているところです。

あわせて、当然そういう意味では学校全体の体制づくりということも大切になってきます。先程申し上げましたように、支援員に任せるのではなくて、あくまでも学級担任等がきちんとその子に必要な支援がどういうことであるかということをしっかり把握した上で、それを支援員さんと打ち合わせしながらやっていくということですので、管理職も含めて、そういった全校の体制づくりということも大切だというふうに考えておりますので、現在のところは人数の増員というよりも、この微増という状況の中ですので、学校全体の中での配置の在り方、あるいは支援体制、特別支援教育の体制、そういった

ものの充実ということが大事というふうに考えております。

それから、2点目の給料のことにつきましては、先程申し上げましたとおり、市の会計年度職員全体のバランスの中で、当然しかるべき格付けをして今対応しているところでありまして、したがって、まず現状としては、この方向でというふうに考えているところでありまして。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番。

○3番（佐藤文子） この支援員の配置基準というふうなものが一体どういうふうになっているのか、よく分かりませんが、発達障害支援法というふうなそういったものの中で、地方公共団体といいますので、もちろんこれは県の教育機関、市町村というふうなことも含むわけですが、そうした基準というふうなものは県の方がきちっと示してきているものかどうか、そういうふうなものをちょっとお知らせいただくとともに、答弁でも前向きな答弁いただきましたけど、機会あるごとに県の方にまず要望して、体制及び県費による人件費についても要望してまいるというふうなことありましたので、その点是非とも引き続き頑張ってくださいと。私たちも議会として、地方議会から県の方に、そうした支援員の県費投入というふうなことを、私自身も議会で取り上げられるように働き掛けていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。その一点だけちょっと確認をしながらお答えいただきたいと思っております。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

先程ちょっと配置基準の話がありましたけれども、配置につきましては、市で教育支援委員会というものがございまして、専門家の方々が集まる会議がございまして、そういった場で、どういった配置がいいのかということについてはご意見を伺いながら配置しております。

先程申し上げましたとおり、人数の増加というものと同時に、必要な場面ということも十分に考えなければいけませんので、その人数イコール必要な場面ではございませんので、そういったあたりのバランスを取りながら配置については市として進めているところでありまして、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、先程ありました県への要望については、そうはいつでもやはり財政的な面、あるいは人数的な面では、やはり県にもお願いしているところでありますので、この後も引き続きお願い、働き掛けをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子さんの質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

午後 0時04分 休 憩

.....
午後 0時59分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番挽野利恵さん。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

11月30日にオープンした県内初のPCR検査場の開設に関しましては、大仙市議会公明党より要望させていただきましたが、市当局の思いと動きと一致し、開設につながったと思います。ご尽力いただいた全ての方々に感謝申し上げます。このPCR検査場を利用することで、安心して社会・経済活動が行われることを願います。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。当局の皆様のご答弁、よろしくお願いいたします。

はじめに、子宮頸がん^{けい}予防ワクチン（HPVワクチン）の定期接種に関してお伺いいたします。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、令和3年第1回定例会においても質問させていただきましたが、令和4年度から予防接種法第8条の規定による勧奨が行われることになりましたので、再度質問させていただきます。

子宮頸がんは、女性の子宮の入り口部分である子宮頸部にできる「がん」で、年間約1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの女性が亡くなっております。ほとんどの子宮頸がんは、HPV（ヒトパピローマウイルス）への感染が原因で、40歳までの女性におけるがん死亡の第2位であります。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度からの募金事業を経て、2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種を受けることが可能となっておりました。その一方で、2013年6月からは、国は積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまっており、基金事業の際に7割近くあった接種率が1パーセント未満にまで激減しておりました。

国は地方自治体に対し、昨年10月と今年1月の二度にわたり、HPV感染症予防ワクチン接種の対象者等への周知と定期接種への対応に関する通知を発出し、情報提供の徹底を求めました。

そこで一つ目の質問です。大仙市では、今年度から個別通知が再開されましたが、対象者の年齢とその人数、接種された人数をお知らせください。

去る11月26日の厚生労働省健康局長から、今後の定期接種の対応について、令和4年4月から予防接種法第8条の規定による勧奨を行うこととする旨の通知がされました。また、準備が整った市町村にあっては、それより前に実施することも可能と聞いております。

そこで二つ目の質問ですが、積極的勧奨が再開された場合の本市での情報提供について、当局はどのような方法で、どの時期に予定しているのかお伺いいたします。

2013年6月以降、積極的勧奨の差し控えにより、多くの対象者が必要な情報を得ることもできずに接種機会を逃してきました。昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨差し控えによる影響に関する推計によりますと、2000年から2003年度生まれの女子のほとんどが接種しないまま定期接種対象年齢を超えており、今後これらの世代が接種機会を失ったまま推移すると、子宮頸がんの罹患者は約1万7千人、死亡者は約4千人増加する可能性があるとの示唆されております。

私は、本来であれば定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったところを、その情報を得られず、接種の機会を失った人たちには、改めて接種が受けられる機会を提供すべきだと考え、3月に質問しました。

本年11月15日の厚生労働省の専門家による分科会では、積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した方への対応として、いわゆるキャッチアップ接種について議論され、定期接種年齢を過ぎた高校生や大学生相当の女子も時限的に追加し、公費での接種対象にする方向で一致しました。今後は、救済する対象年齢等について議論され、来年度から接種が始まる見通しと報道されております。

このキャッチアップ接種については、東京都千代田区、青森県平川市、千葉県浦安市、栃木県日光市、山口県宇部市、岡山県真庭市が独自の助成を先行されています。

今後、国のキャッチアップ制度が導入された際には、十分な通知を受けることもないまま接種機会を逃してしまった全ての対象者に、国の方針変更と新たな接種機会が確保されたことを速やかに郵送通知等で確実にお届けすべきと考えます。

そこで三つ目の質問ですが、今後、定期接種対象年齢以外への救済制度が導入された場合、本市ではその情報提供についてどのようにお考えでしょうか。周知対象者の範囲（年齢）や周知方法などについてお伺いしたいと存じます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります子宮頸がん予防ワクチンの定期接種に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種についてであります。はじめに、今年度に個別通知した対象者の年齢と人数につきましては、定期予防接種の対象となる小学6年生から高校1年生までの女子1,499名になりまして、この方々につきましては、厚生労働省作成のリーフレットを同封して個別に通知を行っております。通知配布後には保護者からの問い合わせや相談が多く、このワクチンへの関心の高さが伺えたところでありました。

接種人数につきましては、このワクチンは半年から1年の間に3回の接種が必要であり、ワクチンの種類によって接種間隔が異なっておりますが、今年4月から10月までに1回目接種された方は181名、2回目接種が101名、3回目接種が3名となっております。

次に、積極的勧奨が再開された場合の市の情報提供についてであります。定期接種

の対象年齢である小学6年生から高校1年生相当までの女子の中で、これまでワクチン接種していない方を対象に、令和4年度のできるだけ早い時期に予診票を同封した積極的勧奨通知を送付したいと考えております。

なお、今年度、定期予防接種の対象最終年となる高校1年生の方につきましては、他の年齢の方に比べて接種できる期間が短いことから、接種できずに対象期間が終了してしまうことが想定されます。

現在、厚生労働省においては、定期予防接種の対象年齢以外の方への救済制度「キャッチアップ接種」と言いますが、この制度の実施が検討されておりました、市といたしましても今後、制度の実施が決定された際、適切に対応できるよう、未接種者の把握などについて準備を進めてまいります。

次に、この救済制度が導入された場合の情報提供の方法についてであります。ワクチン未接種者への積極的勧奨者と同様に、令和4年度に接種勧奨と予診票を同封した個別通知を配付することで検討しております。

対象年齢につきましては、現在、厚生労働省の「予防接種・ワクチン分科会」で議論されておりますが、接種年齢が高くなるほどワクチンの有効性が低くなることなどから、具体的な制度概要がまだ示されていない状況にあります。

市といたしましては、引き続き国の動向を注視しながら、速やかに通知発送できるよう準備を進めてまいります。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。やはり関心の高さというのは、数字を今お示ししていただいて感じたところであります。これが積極的勧奨なると、またぐっと増えるかと思いますが、その節はよろしく願いいたします。

今、未接種の方々へ、もう一度アプローチしてくださるということだったんですけれども、それと、その高1、残された時間の少ない高校1年生、これも国の動向を見ながら、対象年齢を超えてしまった方にも国の動向を見ながらお伝えしていただける、速やかにお伝えしていただけるというご答弁だったんですけれども、これ、通知をする前に市の広報やSNS等で、今分かる範囲での早め早めの通知ができないものかお伺いいた

します。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再質問にお答えします。

対象者等の確認できまして、通知等の内容等が準備できましてになりましたら、議員ご指摘の広報なりSNS等で早めの通知も考えて対応していきたいと思っております。よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

○5番（挽野利恵） こちらに関しても前向きなご答弁ありがとうございます。やっぱり高校1年生、それから接種機会を逃した方々、ここ一番気になる部分だと思いますので、高1でまだどうしようかな、今からやって間に合うかなっていう保護者の方が、安心して今のこの年度内に1回目なり2回目なり終わって4月以降、キャッチアップの網に引っ掛かることを願うところでありますが、その辺のご父兄の気持ちに添えられるよう、是非早め早めの情報通知をお願いして質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業について質問いたします。

公明党が衆院選の公約に掲げた未来応援給付金は、子育て世帯への臨時特別給付金事業として、令和3年11月19日の閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして臨時特別の一時金を支給することとしたものであります。

中学生以下の児童手当受給者に関しては年内に給付されますが、高校生への給付については、申請手続きが必要となることから少し遅れる見通しであります。市当局には、大変ご難儀をお掛けしますが、できるだけ早く支給できるようよろしくお願いいたします。

さて、所得制限が設けられたことに、世帯の合算所得が高くても給付を受けることができる世帯が生ずるなど、ひずみがあることが指摘されています。

お隣の横手市では、受給対象から外れた子育て世帯向けに独自の給付を行う方針を明らかにし、同時に子ども1人当たり現金5万円と5万円相当のクーポンを給付すると聞きました。独自給付の対象となるのは約200世帯の子ども約300人とのことです。

残念ながら本市ではこれを行わないとのことですが、該当する子どもは200人程になるとお聞きしています。

この子育て世帯への臨時特別給付金事業における10万円の給付のうち、5万円は年内に現金給付、そして残り5万円分は子育て関連のクーポン券の配付によるとされており、そのクーポンに係るコストが注目されていますが、自治体の実情に応じて現金給付も可能とのことでした。

そこで質問ですが、10万円相当の給付のうち、残り5万円は、本市においてはどのように給付する計画でしょうか。その内容について賜りたいと存じます。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります子育て世帯への臨時特別給付金事業に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、子育て世帯への臨時特別給付金事業についてお答え申し上げます。

10万円相当の給付のうち、残り5万円分の給付方法ではありますが、国から示されている事業概要におきましては、子育て関連に用途を限定したクーポンを基本とした給付を行うものとされております。

このクーポンは、自治体の判断により、子育てサービス提供事業者及び登録小売店において使用できるクーポン券を発行する方式と、子育てサービス商品提供の専用サイトで購入できるIDを交付する方式での事業実施案が想定されているところであります。

しかしながら、一方では、自治体の実情に応じては現金給付も可能とする旨も示されており、現在、国においては実務的な制度の調整をされているようであります。

市といたしましては、今後、国から示される実施要領や実務マニュアルなどに従って給付方法を決定してまいりたいと考えております。

なお、この事業の中の現金5万円の先行給付につきましては、国の方針によると、申請が不要となる中学生以下の児童手当受給者については、年内給付の開始が望ましいとされております。

市としては、まずは中学生以下の児童・生徒に対しましては、年内に給付することを目指してまいります。

併せて、16歳から18歳までの方に対しましても事業のお知らせを送付し、速やかに申請していただけるよう周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。政府の動向をもちろん一番見ていかななくてはいけないところなんです、対象の子育て世帯からは現金支給を望む声が多いことを、是非ご認識していただいて、まずは現金給付を計画しながら取り組んでいただければと思います。

質問なんです、新生児の対象期間というのが令和4年3月31日までとなっております。しかしながら、4月1日生まれのお子様は、同学年でありながら外れてしまうという、ちょっと残念なところがありまして、そこで、4月1日生まれの子どもにも市の負担で給付することができないか伺いたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘の令和4年4月1日生まれの新生児を今回の給付対象に含めていただきたいということで要望を承りました。議員ご指摘の点につきましては、現段階では国の支給基準の対象外となっておりますけども、今後、国から示される制度の実務的な取り扱い等を確認しつつ、市としましては対象に含めることにつきまして、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解の方お願いいたします。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 最後に、自転車通学用ヘルメットについて伺いたします。

道路交通法第63条の11によると、13歳未満の子どもが自転車に乗る際には、ヘルメットの着用努力義務があると定められています。

この法律は、13歳未満の子どもが自分で自転車を運転する際はもちろんですが、親や付き添いの大人が運転する自転車に乗せる時にも適応され、ヘルメットを着用させる

ように努める必要があるという意味です。

最近では、幼児や児童がヘルメットを着用する姿を多く見るようになり、保護者の意識の高まりを感じます。

さて、平成29年に佐藤隆盛議員が中学生が自転車に乗る際のヘルメット着用について一般質問され、平成30年4月よりヘルメットの購入費に対し補助金が交付されるようになりました。これによって保護者の負担が軽減し、大変喜ばれております。

しかしながら、一方では少し心配なこともあります。それは、ヘルメットのおさがりや再利用の問題です。一般的にヘルメットの耐用年数は、素材によって異なりますが、PC（ポリカーボネート）やPE（ポリエチレン）などの熱可逆性樹脂製のヘルメットでは使用開始から3年とされています。また、高熱性に優れるFRPなどの熱硬化性樹脂製のヘルメットは、使用開始から5年とされているようです。見た目がきれいであっても、使用頻度が低くても、年数の経ったヘルメットは、万が一の場合、頭部を守り切れない可能性があります。ヘルメットを製造・販売している株式会社オージーケーカブトは、ヘルメットの耐久性を考慮し、ヘルメットの使用開始から3年を目安に買い替えを勧めています。

そこで質問させていただきます。本市の各中学校で使用されているヘルメットの耐用年数は3年とのことですが、耐用年数を過ぎたヘルメットを着用している生徒について把握しているか、お伺いいたします。また、安全性が保障できないかもしれないおさがり等のヘルメットの使用を避けるため、保護者のヘルメット購入に係る経済的負担が最小限になるよう、現行の補助制度をさらに拡充できないものかお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の三つ目の発言通告であります通学用自転車ヘルメットに関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 質問の、通学用自転車用ヘルメットについてお答え申し上げます。

本市では、平成30年度から中学生の通学用ヘルメットの購入費に対する補助金を交付しており、現在、1人当たり1,500円を上限として補助しております。この補助金額は、当時使用していたヘルメットの価格が3千円程度であったことから、上限額を

半額の1,500円としたものです。

今年度は、市内の中学校10校、合わせて371名の生徒に対して55万6,500円の補助金を交付しております。

はじめに、耐用年数を過ぎたヘルメットを着用している生徒の把握につきましては、各中学校では、補助制度を利用して新規にヘルメットを購入した生徒は把握しておりますが、それ以外の生徒のヘルメットが耐用年数を過ぎているかどうかについては把握しておりませんでした。

市教育委員会としましては、生徒に対して、引き続きヘルメットの正しい取り扱いや着用の仕方を含めた安全指導の徹底を図るとともに、各家庭に対して、ヘルメットの耐用年数の把握や安全性の確保について呼び掛けてまいります。

次に、現行の補助制度の拡充については、購入方法等の現状の詳細を把握した上で、保護者の負担が、より軽減されるような補助制度の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 是非、全額までいかななくても、本当に半額の1,500円出すのも大変なご家庭もあつてのおさがりだったりすると思われまますので、是非最低限安全なヘルメットを負担なく新品をかぶって中学校生活スタートできるように、是非予算措置の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ヘルメット、学校でお勧めしているヘルメットのほかに、自分で買われるお子さんもあるというふうに聞いているんですが、このヘルメット購入の際はセーフティグッドマーク（SGマーク）、安全な製品の略号であります、これがちゃんと付いているものをお勧めしていただいているものかお伺ひいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の再質問にお答えいたします。

まず前段でありました補助額につきましては、改めて現時点でまず補助額の具体を示すことは難しいですが、やはり生徒の通学の安全を第一に考え、また、子育て支援の面からも、少しでも保護者負担が軽減されるように、補助額を増額する方向で検討してまいりますので、改めてお答えいたします。

それから、後段のSGマークにつきましてですが、当然安全性について学校としては注意といいますか、啓発しながらヘルメットの購入を勧めておりますが、SGマークそのものについてきちっと触れてですね、そういった購入の指導をしているかというところは、残念ながら把握できておりません。ただ、学校として推奨しているヘルメットにつきましては、全てSGマークが付いていることを確認しております。

なお、学校の授業の中でですけれども、SGマークについては家庭科の中で扱うこととなっておりますし、関連する内容を社会科の中でも扱っております。従って、生徒たちに対しては、一般的な常識といいますか、大人の常識として、購入する際、ヘルメットに限らずですね、いろいろなものを購入する際は、そういったマークをきちっと、マークにも気を付けるようというような指導は授業等を含めてしておるところですので、この後、ヘルメットももちろんですけれども、それ以外の様々な安全に関わるものについては、こういったSGマーク等を大事にするように学校を通して、この後、保護者、生徒に啓発してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第114号から日程第5、議案第117号までの4件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第114号から議案第117号までの4件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第6、議案第118号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舛谷総務部長。

【舩谷総務部長 登壇】

○総務部長（舩谷祐幸） 議案第118号、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明を申し上げます。

資料ナンバー4の補正予算書〔12月補正③〕をどうかご覧願います。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の予備費を活用し実施されます、中学生以下の子ども1人当たり現金5万円を給付する事業のほか、市独自の原油価格高騰に係る生活支援や米価下落に伴う稲作経営農業者の次期作支援につきまして、補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億1,622万3千円を追加し、補正後の予算総額を463億8,253万2千円とするものであります。

補正予算の概要につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金として4億477万4千円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金として3億1,144万9千円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

3款民生費は、4億3,994万円の補正であります。原油価格高騰対策生活支援事業費は、原油価格高騰に伴う生活支援対策として、住民税非課税世帯のうち70歳以上の高齢者のみの世帯などに対し、1世帯当たり6千円の灯油購入費用等の助成を行うもので、3,516万6千円の補正、また、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費は、18歳以下の子どもに対して、現金及びクーポン合わせて10万円相当を給付する事業のうち、国の予備費を活用し先行実施する中学生以下の子ども1人当たり5万円の現金給付に係る経費として4億477万4千円の補正であります。

8ページになります。

6款農林水産業費は、主食用米次期作支援事業費は、コロナ禍における米価下落を受け、稲作農家の次期作に対する生産意欲の向上に資するため、主食用米作付面積10アール当たり3千円の支援金を交付するものとして、2億7,628万3千円の補正であります。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

を申し上げます。

【舩谷総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第118号は、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第7、陳情第1号から日程第10、陳情第4号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、陳情文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月9日から12月15日まで7日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、12月9日から12月15日まで7日間、休会することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る12月16日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 1時35分 散 会

